

双葉町（帰還困難区域）から避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の自宅土地建物について、子が既に仙台市に避難していること、夫が病気を抱えていること、夫婦の現在の避難先住居は手狭であり、申立人らは仙台市内の宅地建物を購入する予定であることなどを考慮し、移住の合理性を認め、双葉町の自宅土地のうち200㎡につき、移住予定地付近の公示地価と自宅土地の地価との差額分を上乗せした額が賠償された事例。

和解（一部）契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（以下申立人ら3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり部分的に和解する。

第1 和解の範囲

- 1 申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ① 避難費用のうち交通費
② 精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

（但し、②については、自平成23年3月11日至平成24年8月31日）

- 2 申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ① 精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。）

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

- 3 申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ① 避難費用のうち交通費
② 精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規

定する精神的苦痛に対する慰謝料(以下「日常生活阻害慰謝料」という。)のうち、中間指針第3の6(指針Ⅲ)に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準(避難者の第2期の慰謝料について)第1(総括基準)に規定する金額に限るものとする。)

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

(但し、②については、自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日)

第2 和解金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1項の1記載の損害項目及び期間についての和解金として188万9000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 避難費用のうち交通費 | 6万9000円 |
| ② 精神的損害 | 182万0000円 |

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1項の2記載の損害項目及び期間についての和解金として182万0000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- | | |
|---------|-----------|
| ① 精神的損害 | 182万0000円 |
|---------|-----------|

3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、第1項の3記載の損害項目及び期間についての和解金として184万7000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 避難費用のうち交通費 | 2万7000円 |
| ② 精神的損害 | 182万0000円 |

第3 支払方法

(省略)

第4 清算事項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目の内、精神的損害項目以外の損害項目(同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月15日

(仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕)

双葉町（帰還困難区域）から避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の自宅土地建物について、子が既に仙台市に避難していること、夫が病気を抱えていること、夫婦の現在の避難先住居は手狭であり、申立人らは仙台市内の宅地建物を購入する予定であることなどを考慮し、移住の合理性を認め、双葉町の自宅土地のうち200㎡につき、移住予定地付近の公示地価と自宅土地の地価との差額分を上乗せした額が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2及び申立人X3と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

(1) 申立人X1

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ① 宿泊謝礼
 ② 賃借費用等
 ③ 駐車場代
 ④ レンタカー費用
 ⑤ 家財購入費、被服費
 ⑥ 食費増加費用
 ⑦ ペット関連費用
 ⑧ 一時立入り費用・交通費
 ⑨ 一時立入り費用・宿泊費
 ⑩ 避難慰謝料
 ⑪ 財物損害（但し、福島県双葉郡双葉町〇〇所在の申立人ら
 居宅内の動産）
 ⑫ 弁護士費用（但し、上記①乃至⑪の損害項目及び平成24
 年10月15日付和解（一部）契約書に記載された損害項目
 にかかるものに限る。）

- 期 間 損害項目①から⑨
 自 平成23年3月11日
 至 平成24年3月31日
 損害項目⑩
 自 平成23年3月11日
 至 平成24年8月31日
 損害項目⑫
 各損害項目に準じる。

(2) 申立人X2

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばな

いことを相互に確認する。

記

損害項目 ① 生命身体損害・通院費
② 生命身体損害・通院慰謝料
③ 就労不能損害
④ 弁護士費用（但し、上記①乃至③の損害項目にかかるものに限る。）

期 間 損害項目①から③
自 平成23年3月11日
至 平成24年3月31日
損害項目④
各損害項目に準じる。

(3) 申立人X3

申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ① 賃借費用
② 就労不能損害
③ 避難慰謝料
④ 弁護士費用（但し、上記①乃至③の損害項目にかかるものに限る。）

期 間 損害項目①及び②
自 平成23年3月11日
至 平成24年3月31日
損害項目③
自 平成23年3月11日
至 平成24年8月31日
損害項目④
各損害項目に準じる。

2 和解金額

(1) 申立人X1

被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が866万4001円であることを認める。

(内訳)

① 宿泊謝礼	29万4000円
② 賃借費用等	23万3485円
③ 駐車場代	10万6500円
④ レンタカー費用	3万1132円
⑤ 家財購入費、被服費	45万4055円
⑥ 食費増加費用	13万0000円
⑦ ペット関連費用	2万1600円
⑧ 一時立入り費用・交通費	18万0054円
⑨ 一時立入り費用・宿泊費	3万9000円
⑩ 避難慰謝料	21万0000円

⑪ 財物損害 655万0000円

⑫ 弁護士費用 41万4175円

(2) 申立人X2

被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が134万4989円であることを認める。

(内訳)

① 生命身体損害・通院費 5300円

② 生命身体損害・通院慰謝料 3万3600円

③ 就労不能損害 126万6915円

④ 弁護士費用 3万9174円

(3) 申立人X3

被申立人は、申立人X3に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が383万1493円であることを認める。

(内訳)

① 賃借費用 16万4710円

② 就労不能損害 334万5186円

③ 避難慰謝料 21万0000円

④ 弁護士費用 11万1597円

3 支払方法

(省略)

4 確認事項

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項(1)⑩、⑪、同(2)②及び同(3)③の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月17日

(仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕)

双葉町（帰還困難区域）から避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の自宅土地建物について、子が既に仙台市に避難していること、夫が病気を抱えていること、夫婦の現在の避難先住居は手狭であり、申立人らは仙台市内の宅地建物を購入する予定であることなどを考慮し、移住の合理性を認め、双葉町の自宅土地のうち200㎡につき、移住予定地付近の公示地価と自宅土地の地価との差額分を上乗せした額が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物損害（下記建物）

記

所 在	双葉町大字〇
家屋番号	〇番〇
種 類	〇
構 造	〇
床 面 積	〇

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金が228万3726円であることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月7日

（仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕）

双葉町（帰還困難区域）から避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の自宅土地建物について、子が既に仙台市に避難していること、夫が病気を抱えていること、夫婦の現在の避難先住居は手狭であり、申立人らは仙台市内の宅地建物を購入する予定であることなどを考慮し、移住の合理性を認め、双葉町の自宅土地のうち200㎡につき、移住予定地付近の公示地価と自宅土地の地価との差額分を上乗せした額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、及び申立人X3と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

(1) 申立人X1

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 日常生活阻害慰謝料（平成24年9月1日～平成29年5月末日）
- イ 財物損害・別紙物件目録1記載の土地
- ウ 財物損害・別紙物件目録2記載の建物
- エ 財物損害・別紙物件目録3記載の建物
- オ 財物損害・別紙物件目録4記載の建物
- カ 財物損害・別紙物件目録5記載の建物
- キ 財物損害・別紙物件目録6記載の建物
- ク 庭木外構
- ケ 本件和解仲介に関する弁護士費用

(2) 申立人X2

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 日常生活阻害慰謝料（平成24年9月1日～平成29年5月末日）
- イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

(3) 申立人X3

申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 日常生活阻害慰謝料（平成24年9月1日～平成29年5月末日）
- イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

(1) 申立人X1

被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）

に対する和解金が5244万4277円であることを認める。

(内訳)

ア	日常生活阻害慰謝料	609万0000円
イ	財物損害・別紙物件目録1記載の土地	1561万3094円
ウ	財物損害・別紙物件目録2記載の建物	2286万3726円
エ	財物損害・別紙物件目録3記載の建物	173万6707円
オ	財物損害・別紙物件目録4記載の建物	37万2015円
カ	財物損害・別紙物件目録5記載の建物	46万5018円
キ	財物損害・別紙物件目録6記載の建物	34万6655円
ク	庭木外構	342万9559円
ケ	本件和解仲介に関する弁護士費用	152万7503円

(2) 申立人X2

被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金が587万1000円であることを認める。

(内訳)

ア	日常生活阻害慰謝料	570万0000円
イ	本件和解仲介に関する弁護士費用	17万1000円

(3) 申立人X3

被申立人は、申立人X3に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金が627万2700円であることを認める。

(内訳)

ア	日常生活阻害慰謝料	609万0000円
イ	本件和解仲介に関する弁護士費用	18万2700円

3 支払方法

(省略)

4 確認条項

申立人ら及び被申立人は、本和解契約書第1項(1)イ、ウ、エ、オ、カ及びキの財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

5 清算事項

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。但し、第1項(1)ケ、(2)イ及び(3)イについては、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月26日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕)